

八千代市集積場所設置等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成6年八千代市規則第17号。以下「規則」という。）第11条の3の規定に基づき、一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭廃棄物を集積しておく所定の場所（以下「集積場所」という。）の設置、変更又は廃止（以下「設置等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年八千代市条例第27号）の例による。

(集積場所の設置等についての基準)

第3条 ごみ収集業務の円滑な遂行及び清潔な生活環境の保持を図るため、集積場所の位置並びに構造等についての基準は、次のとおりとする。

- (1) ごみ収集車が、道路交通法規等を遵守し安全で容易に横付けできる道路に面した場所とする。ただし、袋小路及び集合住宅等でくぐる門等がある場合は、旋回場所及び有効高さを確保すること。
- (2) 戸建住宅については、1箇所当たりの集積場所使用戸数を、概ね20戸を基準とする。ただし、遠隔地住宅等対応ができない世帯については、その都度、協議するものとする。また、既存住宅地等においては、使用する地域の住民が協議し、居住している範囲内で場所を選定するものとする。
- (3) 開発事業に係る住宅の集積場所については、八千代市開発事業技術指針に基づき設置するものとする。ただし、計画戸数が概ね20戸に満たない開発事業であっても、1箇所の集積場所を設置すること。
- (4) 前号に規定する以外の宅地造成事業等については、事前に最寄りの既設集積場所の使用または自治会等から集積場所利用の承認を得ること。ただし、利用の承認が得られない場合については、集積場所を設置すること。
- (5) 開発事業に係る集積場所は事業区域内に設置し、開発事業区域外の民間所有地及び隣地境界には接しないよう配慮すること。ただし、やむをえない場合には、周辺の土地所有者や隣地及び対面者等に対し事前説明を行い、同意等の承諾を書面で得ること。また、集積場所から半径6メートル以上離れている場合は、特に承諾は必要としないが近隣住民に対しては事前説明を行うこと。
- (6) 前号に規定する以外の宅地造成事業等についても、事業区域外の民間所有地及び隣地境界には接しないよう配慮すること。ただし、やむをえない場合には、周辺の土地所有者や隣地及び対面者等に対し事前説明を行い、同意等の承諾を書面で得ること。また、集積場所から半径6メートル以上離れている場合は、特に承諾は必要としないが近隣住民に対しては事前説明を行うこと。
- (7) 開発事業に係る共同住宅等の集積場所については、八千代市開発事業技術指針に基づき設置するものとする。ただし、計画戸数が概ね20戸に満たない共同住宅等についても、1箇所の集積場所を設置すること。また、複数の棟の場合は、別途、

設置箇所数等について市と協議を行うこと。

- (8) 前号に規定する以外の共同住宅等についても、同様の基準で集積場所を設置すること。
- (9) 共同住宅等の集積場所は敷地内に設置し、ほかの民間所有地及び隣地境界には接しないよう配慮すること。ただし、やむをえない場合には、周辺の土地所有者や隣地及び対面者等に対し事前説明を行い、同意等の承諾を書面で得ること。また、集積場所から半径6メートル以上離れている場合は、特に承諾は必要としないが近隣住民に対しては事前説明を行うこと。
- (10) 集積場所の設置等については、使用者間で協議を行い、全員の同意を得ること。
- (11) 集積場所の予定地については、近隣住民の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、周辺の土地所有者や隣地及び対面者等に対し事前説明を行い、同意等の承諾を書面で得ること。ただし、市が現地調査を実施した結果、諸事情を勘案し、同意等の承諾の必要性がないと判断した場合には、この限りではない。なお、輪番制による集積場所の移動の場合は、近隣住民に対し事前説明を行うことで、これを省略することができるものとする。
- (12) 集積場所の設置等に当たっては、市と事前に協議し、道路の交差点、横断歩道付近、バス停留所等の道路交通法規上支障のある場所及び公園などの公共用地、急勾配地等には原則設置しないこと。
- (13) 住居が店舗や事業所等と共用となっている場合は、家庭系ごみと事業系ごみの区分を明確にし、集積場所にわかりやすい表示を施すこと。
- (14) 市は、集積場所の設置等について、斡旋や仲介等は原則行わない。
- (15) 位置指定されている集積場所については、位置の変更及び廃止はできない。
- (16) 集積場所の構造等については、別紙「集積場所の構造等の基準」のとおりとすること。

(八千代市開発事業技術指針)

第4条 八千代市開発事業技術指針に基づくごみ集積場所の有効面積及び設置箇所数は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) ごみ集積場所の有効面積は、住宅の計画戸数に0.12平方メートル（共同住宅等の建築の用に供する目的で行う開発事業にあつては、0.10平方メートル）を乗じて算出した値以上（2.0平方メートルに満たない場合は、2.0平方メートル）の面積のごみ集積場所が、開発事業区域内に配置されていること。
- (2) 計画戸数が概ね20戸に1箇所の割合で、ごみ集積場所が開発事業区域内に配置されていること。
- (3) 設置する場所及び形状は、開発事業区域内で、ごみの収集に支障をきたさない場所とする。

2 ごみ集積場所の構造は、別紙「集積場所の構造等の基準」のとおりとすること。

(集積場所の設置等の申出)

第5条 集積場所を設置等しようとする者は、ごみ集積場所（新設・変更・廃止）申出書（第1号様式）（以下「申出書」という。）及び位置図を、使用開始希望日の14日前までに八千代市清掃センターに提出すること。

2 輪番制による集積場所の設置位置の変更については、6か月以上とすること。

(集積場所の設置等の承認)

第6条 市長は、前条に規定する集積場所の設置及び設置位置の変更に伴う申出書の提出があったときは、14日以内に現地調査等により当該集積場所が本基準に適合するか審査し、その結果を申請者に連絡するものとする。なお、現地調査は原則として、申出者等の立会いのもとに行うものとする。

2 市長は、前条に規定する集積場所の廃止に伴う申出書の提出があったときは、現地調査等を行い、これを決定するものとする。

(集積場所の使用開始等)

第7条 前条により集積場所の設置等を承認したときは、使用開始日等について申出者等に連絡をするものとする。

2 集積場所を設置する場合、市長は、集積場所の使用開始前に、看板等を当該集積場所に原則として設置するものとする。

3 集積場所の設置位置を変更する場合、使用する者等は、原則として使用開始日前日に看板等を変更先の集積場所に移動させるものとする。

4 集積場所を廃止する場合、市長は、集積場所の使用廃止日以降に、看板等を当該集積場所から撤去するものとする。

(集積場所の帰属等)

第8条 戸建住宅用の集積場所用地については、市と協議して決めるものとする。ただし、市に帰属(市が寄附を受けた場合も含む。)の場合は、八千代市開発事業技術指針の規定による。また、市との協議によっては、集積場所の使用を開始した後に行うことも可とする。

(集積場所の維持管理)

第9条 集積場所を使用する者等は、清潔な生活環境の保全及び美観の維持を図るため、集積場所を次のとおり管理するものとする。

(1) 家庭廃棄物の搬出に当たっては、当該家庭廃棄物を定められた方法により分別し規則第11条の2で規定する指定袋等に収納し、かつ、収集日の当日の午前8時30分までに所定の集積場所に搬出する等適正にこれを行わなければならない。

(2) 家庭廃棄物の収集後は集積場所を使用する者等において清掃等を行い、当該集積場所を清潔に保つよう努めなければならない。

(3) 集積場所を使用する者等は、集積場所の廃棄物の飛散及び流出、地下浸透並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずるとともに、鳥獣被害防止のためネット等の必要な措置を講ずること。

(4) 市長は、集積場所の適正管理の不履行が認められるときは、当該集積場所を使用する者等に対し改善を指導することができる。

(その他)

第10条 事業系一般廃棄物は、自己処理を原則とし、集積場所には搬出できない。また、事業系一般廃棄物の収集、運搬等を他者に委託する場合は、委託先は八千代市の許可を受けた業者とすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

(八千代市ごみ集積場所設置基準の廃止)

- 2 八千代市ごみ集積場所設置基準(平成21年6月26日制定)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この基準の施行前に設置された集積場所については、この基準に基づいて設置されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行前に設置された集積場所については、この基準に基づいて設置されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行前に設置された集積場所については、この基準に基づいて設置されたものとみなす。